

	区の市街化調整区域である当該地の状況に鑑み、次の重要な基準を遵守すること。 (1)自然の斜面地、樹林の中に建築物が見え隠れする、林間住宅地らしい空間構成とスケール感を継承すること。 (2)眺望点からの見え方に配慮したボリューム、配置、色彩等とすること。 (3)地形、尾根線などとの調和をすること。 (4)動物の生育環境や植生への配慮をすること。	
2 交通への影響について	地域住民及び緊急車両等の通行に支障がないように安全性を考慮した工事車両等の道路通行計画としてください。 また、工事現場付近は児童生徒の通学路となっているため、工事車両等については、通行に十分配慮し、歩行者に対しての交通誘導員を配置してください。 さらに、児童及び生徒が歩道を迂回しなければならない工事を実施する場合は、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく各課協議までに市学務課まで連絡してください。	工事車両が住宅街を通行する際は徐行を行い、工事区域出入付近には必要に応じて交通誘導員を配置し、一般車両、歩行者の安全を確保します。特に、通

	りから目立たない位置に配置したりするなどの景観計画の基準を遵守した太陽光発電設備などの発電設備や蓄電設備の活用等により、ZEH等の省エネルギー建築物を目指すよう検討してください。 (2)ごみ集積所の設置位置は、限りなく道路に接した場所に設置するよう努め、また、その道路が行き止まり道路の場合は、車返し若しくはごみ集積作業車の方向転換スペースを確保するよう努めてください。 さらに、ごみ収集作業車のトラック(4t)及びパッカー車(6t)の接近通路となる敷地内通路の地耐力は車両の駐車に支障がないよう考慮してください。	た場所に設け、スムーズにごみ集積作業が行える計画に努めます。
4 その他	(1)当該地は、地域のまちづくりルールである鎌倉市町内会	